

日本技術士会中部本部静岡県支部年次大会資料

(2020 年度・通算 5 回)

第1号報告 2019 年度事業報告並びに収支決算

第2号報告 2020 年度事業計画収支予算

第3号報告 県支部役員体制・協賛会員

その他報告 部外との協定、加入団体について

資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(SAPD)(抜粋)

資料2 台風19号被災者支援活動報告書(抜粋)



日時 2020 年 6 月 6 日(土) 13 : 30~16 : 40

場所 静岡労政会館(静岡市葵区黒金町 5-1)

※ (静岡県支部年次大会は新型コロナウイルス感染症の拡大により開催を見合わせ、メールにより会員・協賛会員に配布・意見集約を行った)

第1号報告 2019年度事業報告並びに収支決算

概況：2019年度事業の概要を以下に述べる。

(1) CPD例会等の状況

- ・会員が自己研鑽のためCPD例会を5回、見学会1回実施
- ・静岡県内の東部、西部地域例会を各1回(合計2回)開催した。
(なお中部地域例会についてはコロナウイルス感染症拡大により中止)
- ・課題としては内容の充実、広報の仕方、非会員の参加、会員ニーズの把握ための調査等である。
- ・新合格者説明会の継続実施

(2) 防災委員活動：研究会の充実

- ・「日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画（SAPD）」を制定した。(資料1)
- ・静岡県支部で発行している「家族で考える防災Q&A」を市・町の町内会組織等の要請に応じ有償配布した。
- ・静岡県災害対策士業連絡会の理事会、講習会に参加し会員相互の交流の拡充とスキルの向上を図った。
- ・令和元年10月に来襲した台風19号は、静岡県東部の伊豆市、伊豆の国市、函南町などに未曾有の被害を与えた。この災害で被災した市民の方々を対象にした相談会を静岡県災害対策士業連絡会主催で10月30日、31日(伊豆の国市) 11月18日(函南町)、11月24日(伊豆の国市)に開催し、13名の支部会員が参加した。活動結果は「台風19号被災者支援活動報告書」(資料2)にまとめた。
- ・静岡県との災害時の支援協定に基づく活動要請は、2019年度は無かった。
- ・牧之原市との締結に基づき道路決壊及び公園の景観保全に対する技術支援を計2回行った。
静岡県との協定に基づく活動は2019年度には無かった。
- ・地震防災センター主催のこども防災教室は例年実施しているが会場となる静岡県地震防災センターの改修工事が本格化したことから2019年度は開催実績がなかった。すでに改修工事が完成したことから2020年度は静岡県とも協議の上実施予定である。

(3) 社会貢献活動

- ・小中学校での理科授業を12回開催した。
- ・テクノロジーカフェを9回開催し、広く市民の方々に参加いただき技術士会の周知と科学技術の伝承に努めた。

(4) 事業開発

- ・静岡県経済産業部農地局農地整備課が所管する排水機場等の鑑定に対し電気関係技術士を派遣した。
- ・静岡県中小企業団体連合会ものづくりセンターからの技術士紹介依頼に対応し、ものづくり補助金の審査支援業務を受諾した。
- ・静岡県建設工事紛争審査会に当支部より委員を選出しているが2019年度の紛争審査事項はなかった。
- ・静岡県建設技術監理センターが実施する県市町職員のスキルアップ研修に講師(2名)を派遣した。

(5) 海外との交流

- ・静岡県と浙江省は1982年4月の友好提携以来、30年以上にわたり経済、文化、環境など幅広い分野における交流を積極的に促進し、相互理解と友情を深めている。静岡県支部でも浙江省の企業への支援を行っているが、2019年11月8日～11月13日の間『2019年グローバル・ビジネスマッチング in 浙江省』に当支部から3名の会員が参加した。
- ・11月21日には浙江省建設業交流団の一行12名が来静し、建築関係の現場視察や日本国における品質管理等について意見交換を行った。当支部からは3名の会員が参加し活発な意見交換会となった。なお今回の浙江省建設業交流団との交流は今後も継続していくこととしている。

1 日本技術士会静岡県支部会員の状況 (2020年3月28日現在 技術士会HP Web名簿による。)

名誉会員 2名 磯部 俊夫氏 (金属)
北本 達治氏 (化学、総合技術監理)

正会員 240名 (全国 15,722名)

準会員 71名 (全国 3,331名)

計 311名 (全国 19,053名)

※2018年度に比較し会員の増減は正会員 1名増加、準会員 12名減 計 11名減
協賛会員 15社 (年会費1口会員 11社、同2口会員 4社) 2018年度から1社増
※全国の会員数は2019年11月末現在

2 2019年度年次大会報告

日 時 : 2019年6月8日 (土)

場 所 : 男女共同参画センター あざれあ (静岡市)

出席者数 : 59名 (支部会員50名、中部本部役員9名)

報告事項 :

第1号報告～第3号報告、その他報告について報告

特別講演 :

演 題 「最先端のイメージセンサが実現する人類未体験「超視覚テレビジョン」」

講 師 静岡大学 川人祥二 教授

3 支部例会等の報告

開催日	講演テーマ	講師名 (敬称略)		参加者
2019. 4. 27	「技術士として労働安全に取り組んで」	TAKE技術士事務所 所長	竹内 春樹	32
	「災害心理学ってなんなん」	関西大学 社会安全学部教授	元吉 忠寛	
2019. 6. 8	最先端のイメージセンサが実現する人類未体験『超視覚テレビジョン』(再掲)	静岡大学教授	川人 祥二	59
2019. 8. 24	材料強度と破壊解析の基礎	静岡理工科大学機械工学科 教授	三林 雅彦	40
	ともに社会の一員・アンコンシャスバイアスを知る	日本技術士会副会長	岩熊 まき	
2019. 9. 21	現場が主導するものづくり IoT の活用	矢崎総業株式会社 ものづくり事業統括室主査	渡邊 嘉彦	46
	現場で作る、使う、改善する IoT システム	アンビエントデータ株式会社 代表取締役	下島 健彦	
2020. 2. 22	光触媒の基礎から応用まで	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員	平川 力	29
	業務の e 化のその先にプロセスマネーシングがある	富士通株式会社 マネージングコンサルタント	野村 和哉	

3-1 見学会 (第5回例会)

開催日 2019年12月14日 (土)

会場 特種東海製紙Pam (Paper and material)
(静岡県駿東郡長泉町本宿437)

参加者 38名 (交流会24名)

3-2 地区ブロック活動

◆東部地区例会

日時: 2020年1月25日 (15:00~16:30)

場所: ピゴ21 (沼津市高島町 21-11)

講師: 土井俊幸会員 (技術士 環境部門)

演題: SDGs~エンシカル消費 (2015年にSDGs、パリ協定が採択されて以降、世界の潮流は変わりつつあります。技術士として、人、社会、地球環境のために何ができるか、各主体(国・政府、自治体、企業、個人)の取り組みとともに、考えてみませんか)

◆中部地区例会 (コロナウイルス感染症拡大により中止)

日時: 2020年3月14日 (土) (13:30~17:10)

場所: 静岡市産学交流センター演習室3 (静岡県静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート7F)

講演I 「製品開発とイノベーション」

講師: Akira データ経営研究所代表 長谷 彰氏

講演II 「時代を反映した最近の業務実例ー土質基礎に関してー」

講師: 服部エンジニア (株) 設計部 取締役設計部長 山田 文雄氏

講演III 「ネットワーク・セキュリティ技術による情報セキュリティ対策」

講師: 富士通株式会社 姉崎 匡俊氏

講演IV 「小学校の理科特別授業に関連して 『コンピュータプログラミング教育 一考』」

講師: 日本技術士会フェロー (電気電子) 岡井 政彦会員 (静岡県支部副支部長)

◆西部地区例会

日時: 2020年2月29日 (土) (14:00~16:45)

場所: ホテルセレクトイン浜松駅前 (浜松市中区砂山町 335-14)

講演1 「非常時の飲料水確保案・コンクリート構造物の不具合」小泉雅弘会員 (技術士建設部門)

講演II 「2019年12月浙江省国際科学技術交流大会に参加して」森 一明会員 (技術士機械部門)

4 委員会報告

(1) CPD委員会

2019年度は6回の例会 (内1回は見学会) を開催、2地区で例会を実施した。講演会の講師は延べ12名 (内会員は4名)、参加者は延べ244名であった。(地区例会を除く)

例会の企画、準備のための打合せを5回行った。

(2) 防災委員会

現実的な対応力の強化を目的に防災研究会と共に「日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画 (SAPD)」(資料1)を2019年9月に制定発行した。SAPDは、静岡県内はもとより近隣他県において災害時支援活動が必要な状況となった場合は、「静岡県支部防災会議」を設置し、日本技術士会防災支援委員会、中部本部、静岡県、関係自治体及び静岡県災害対策士業連絡会等と連携し災害時支援活動を行うマニュアルとなっている。なお、支援活動は2種に分けられ、

A：一般支援活動（防災支援員による被災者現地支援活動）と

B：協定締結自治体向け支援活動（専門技術者によるアドバイス等）である。

本活動基本計画の特徴は、実践活動や社会情勢の変化（付随する災害形態の変化）に合わせてPDCAを展開することとしている。

SAPD発行直後に発生した台風19号により静岡県内でも各地で被害が生じた。特に大きな被害のあった伊豆の国市と函南町において、上記Aタイプの活動として静岡県士業連絡協議会と共に「相談会」を開催し当支部からも参加した。現在、更なる体制の拡充を図るため会員に対し、技術士が自らの専門性を生かした防災活動への参画を目指し「防災支援員」を募集している。

以下にその他の具体的な活動を記載する。

- a. 2019年度第46回技術士全国大会（徳島）にて、「地域防災における技術士の役割」と題して第15回全国防災連絡会議と第2分科会が開催され、中部本部から山之上支部長が出席した。

第2分科会（防災）において「新たな世代（とき）へ、技術士の挑戦～静岡県の防災～」をテーマに発表した。

- b. 第39回地域産学官と技術士との合同セミナーを「防災」をテーマに開催

「技術が守る防災・減災への挑戦～いのちを守るために最新科学と技術者が果たす役割～」と題して県内の官学の科学者・技術者が集い、防災・減災にどのように挑戦していくべきなのかを問いかけた。セミナーでは柴田防災委員長による「静岡県支部における防災への取り組み」を報告した。

（6. 2019年度地域産学官と技術士との合同セミナー報告に詳細を記載）

- c. 伊豆の国市・函南町での「台風19号災害のよろず相談会」への参加

静岡県災害対策士業連絡会からの依頼で相談会を3回開催した。「日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画（SAPD）」の初めての適用として活動の報告と反省点をまとめ、次回適用へ反映とこれからの課題が明らかになり、防災研究会と共により充実を図る予定である。

活動の詳細は別添の「**台風19号被災者支援活動報告書**」（資料2）に記載

- d. 防災教室

2019年度は静岡県地震防災センターの大規模改修に伴い未開催であった。

- e. 静岡県との災害協定関係

静岡県との災害協定締結については、すでに協定を締結している宮城県の協定を参考に交通基盤（担当：土木防災課）と日本技術士会静岡県支部との間で協議を進め2019年の3月18日に締結を完了している。（協定書の写しは資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画に掲載）

- 1) 令和元年度災害時応援協定締結事業者研修会

大規模災害等発生時に備え、様々な事業者の皆様と災害時応援協定を締結し、協力体制が整備されている。この協定に関わる関係者が一同に集い、静岡県危機管理部による「災害時応援協定締結事業者研修会」が開催された。

日時：2020年2月7日（金）14:00～16:30

場所：静岡県総合社会福祉会館シズウエル703会議室（静岡市葵区駿府町1-70）

参加者：岩田副支部長、角入副支部長、池谷会員

f. 静岡県災害対策士業連絡会

1) 災害対策士業連絡会 理事会及び学習会

日 時：2019年8月30日（金）15:00～

場 所：静岡県弁護士会館

概 要：水野中部本部副本部長、山之上支部長、岡井副支部長、柴田防災委員長、馬淵防災委員、土井防災委員、吉田防災研究会会長の7名が出席した。

2) 災害対策士業連絡会 臨時理事会（台風19号現地相談会振り返り）及び学習会

日 時：2020年2月25日（火）15:00～16:30

場 所：静岡県弁護士会館

概 要：山之上支部長、岩田副支部長、吉田会員の3名が出席した。

2020年10月に来襲した台風19号は、静岡県東部の伊豆市、伊豆の国市、函南町などに未曾有の被害を与えた。この災害で被災した市民の方々を対象にした相談会を静岡県災害対策士業連絡会主催で10月30日、31日（伊豆の国市）11月18日（函南町）、11月24日（伊豆の国市）に開催し、当支部からも13名の会員が参加したが、この振り返り及び定例の学習会を行った。

(3) 社会貢献委員会

a. テクノロジーカフェ

2019年度は月1回に開催する予定であったが、9回（延べ9名の講師）の開催であった。2015年の1月開始以来延べ55人の会員が講師を担当した。火曜から金曜日の午後2時から、NPO法人静岡団塊創業塾（原田和正理事長）が運営する静岡市内のシニアライフセンター「くれば」において実施しており、今年度より講師役を引き受けていただく会員への謝金（交通費相当）も支給する体制を整えた。技術士の知名度を広めるため一般市民へ技術の話題をわかりやすく紹介する取り組みを継続する。また静岡団塊創業塾主催の「人生100年サミット」などの機会を活用し、日本技術士会の紹介とテクノロジーカフェの紹介などを行っている。

テクノロジーカフェ開催実績詳細

開催年月日	講師名	テーマ
2019年4月26日	内藤 克己	暖める 冷やす 家の機械達
2019年5月31日	村岡 薫	カーボン材料のおはなし
2019年6月27日	土井 俊幸	SDGs～エシカル消費 人と社会、地球環境のためにできること
2019年7月09日	仁科 憲	せまい日本の地下利用 最近のトンネル技術と事故
2019年8月27日	中山久仁厚	進化し続ける新幹線の魅力～新幹線の疑問を歴史より解き明かす～
2019年9月20日	岡井 政彦	地面を掘っても電気は出てこない～どうやって電気は作られるのか～
2019年10月23日	松世麻理子	AIでどうなるの私たちの暮らし
2019年11月07日	三宅 立郎	日常生活の中でも簡単に使える QC 七つ道具と新 QC 七つ道具
2020年1月22日	山之上 誠	「どうなるの静岡県のリニア（Ⅱ）」

b. 理科支援委員会

中部本部理科支援委員会が対象とする愛知、岐阜、三重、静岡4県での小学校における理科特別授業は2007年度より始め、静岡県における累計実績69件、2019年度は12件実施した。静岡県の授業要請テーマには県外講師も対応することもあり、逆に他県の授業に静岡県講師が出向くこともある。静岡県の登録講師は9名であったが、今年度には3名（プログラミング教育1名、防災関連2名）が追加され12名となった。

静岡県の小学校からの授業要請は、地震や津波に関連するテーマがコンスタントに続いている。例年春には中部4県の講師の授業テーマ一覧を静岡県教育委員会に提出し、県内小学校に配布してもらっている。当県では山崎自然科学教育振興会や浜松RAIN房というものづくり・理科地域支援ネットワークの支援があることから授業要請が受けやすく、今後も引き続き理科特別授業を続ける。なお今期は浜松RAIN房を通じた授業要請が5件あった。

2019年度における静岡県内での実績

開催日	学校名	講師名	講義テーマ
2019年7月8日	磐田市立豊岡南小学校	岡井政彦	モーターを作ってみよう
2019年7月9日	浜松市立曳馬小学校	馬淵大幾	土地のつくりと変化、暮らしと防災
2019年9月3日	下田市立朝日小学校	吉田建彦	月の満ち欠けはなぜ生じるか
2019年9月10日	富士市立富士第二小学校	北本達治	二酸化炭素、ドライアイスを使った実験
2019年9月11日	静岡市立長田北小学校	吉田建彦	月の満ち欠けはなぜ生じるか
2019年9月13日	島田市立第三小学校	小川洋(三重県支部)	地球環境の変化、植物や小動物に対する生命の不思議とその神秘
2019年9月24日	袋井市立高南小学校	吉田建彦	月の満ち欠けはなぜ生じるか
2019年10月7日	浜松市立富塚西小学校	北本達治	炎色反応、花火の色はどうつけるのか
2019年10月15日	静岡市立服織小学校	北本達治	二酸化炭素、ドライアイスを使った実験
2019年10月17日	浜松市立神久呂小学校	北本達治	炎色反応、花火の色はどうつけるのか
2019年10月23日	浜松市立富塚西小学校	北本達治	炎色反応、花火の色はどうつけるのか
2020年2月3日	浜松市立佐鳴台小学校	岡井政彦	モーターを作ってみよう

(4) 事業開発委員会

a. 静岡県関係への対応について

- 1) 経済産業部農地局農地整備課からの電気関係技術士の推薦依頼を受け5名の会員が対応した。
小針輝夫会員、岡井政彦、鈴木大介会員、鈴木敏弘会員、大嶽陽一会員の5名。
- 2) 建設支援局建設業課が所管する静岡県建設工事紛争審議会の委員については岩田会員が就任しているが該当案件はなかった。
- 3) 静岡県中小企業団体連合会ものづくり支援センターからの補助金申請書類の技術審査依頼についてのべ16人の会員が審査を担当した。

b. 関係市町について

1) 牧之原市との包括協定

2015年11月30日包括協定締結

2019年度は 2件助言依頼があり、内訳は、建設管理課1件、社会教育課1件
協定締結以来2019年度末で11件の技術支援を行ってきた。

2) 島田市都市計画マスタープランへの対応

島田市が進める都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定にあたり、角入一典会員が平成30年度、平成31年度の2カ年有識者としてアドバイザー会議に参画し助言を行った。

(5) 広報委員会

- a. 年4回の広報誌を発行しており、2020年3月までの発行回数は静岡県技術士協会から通算し第169号となっており、日本技術士会中部本部静岡県支部となつてからは第20号が発行済である。ホームページ(以下HP)により会員相互の情報共有を図るとともに広く情報発信を行っている。
- b. CPD例会や防災委員会、理科支援委員会、支部の各種研究会の動向についても広報誌やHPを通じ

広く情報提供した。

- c. ユニバーサルデザインに配慮した見やすいホームページの拡充に努めるとともに、統括本部や中部本部等の動向等についても情報を提供している。
- d. 協賛会員等には会報やメール等を通じ支部の活動状況や例会等について周知し、出席者の増大に努めている。
- e. 2015年8月に(公社)日本技術士会中部本部静岡県支部として再編されるまで50年間にわたり静岡県技術士協会とて活動を進めてきたが、その経緯についても創立50年誌や広報誌についてもHPに掲載し、当会の歴史を伝えるアーカイブとして利用可能となっている。

5 研究会報告

防災研究会とインダストリー4.0&IoT研究会(名称を「IoT研究会」に変更)は定期的に会合を開催し、その研究成果をHPへ掲載するなど精力的な活動を行っている。

特に防災研究会では、防災に備える冊子の作成など社会への情報発信のひとつとなる行動や災害時連絡体制の整備のための毎月の模擬訓練など具体的行動を行っている。

IoT研究会では、会員自ら簡易なIoTを実践し理解を深めている。また実生産工場での使用可能なIoT導入機を開発したメンバーもあり、一定の成果を挙げている。今後は活動途中経過や研究成果について例会での報告や会報などに掲載を考えている。なお、「建設研究会」「総合技術監理部門研究会」「倫理研究会」は活動を休止している。

2019年度から新たに「小学校の理科特別授業としてのプログラミング教育研究会」「オープンCAE研究会」が発足し現在会員を募集している

(1) 防災研究会

会員数:7名

目的:技術士会県支部の防災活動に寄与できるシステム、技術、資料の検討作成

活動内容:5回会合を開催したが主たる活動は以下3件である。

- a. 災害時支援活動計画(Support Activity Plan at Disasters)の作成
統括本部の「災害時支援活動計画」を参考にして、県支部としての発災時の支援活動計画を防災委員会と協業して作成した。基本は以下のような2種の活動として組み立てた。
A:一般支援活動・・防災支援員による被災者現地支援活動
B:協定締結3自治体向け支援活動・・主として専門技術者によるアドバイス等
本計画は役員会で承認され、ホームページにも記載した。次に示す台風19号被災者支援活動は本計画に沿って実施されたものである。
- b. 台風19号被災者支援活動と報告書作成
県支部が加盟している静岡県災害対策士業連絡会の呼びかけに応じ、10月30日～11月24日の4日間に亘り、伊豆の国市及び函南町の被災者への現地支援活動に県支部として初めて参加した。防災研究会の会員を含め総計13名が参加し、活動後防災委員会と実施報告書を作成しホームページに記載した。技術士ならではの支援活動は少なく問題点が浮彫になり、今後の方針を防災委員会と検討した。
- c. 災害用伝言板による防災委員会委員及び防災研究会員に対する安否確認を毎月試行している。

(2) インダストリー4.0・IoT研究会

会員数:8名(小澤会長、三宅幹事、柴田会員、大出会員、土井会員、中村会員、岡井副支部長、伊賀氏(非会員・静甲株式会社))

目的:現在、あらゆる産業や人々の生活に活用されはじめているIoTについて学び、社会への貢献を図るため各メンバーがテーマを持ち調査・研究を進める。

2019年度の会議開催実績

第1回：4月7日（日）、第2回：5月26日（日）
第3回：6月23日（日）、第4回：7月21日（日）
第5回：8月18日（日）、第6回：9月1日（日）
第7回：10月6日（日）、第8回：11月3日（日）
第9回：12月22日（日）第10回：1月26日（日）
第11回：2月2日（日）、第12回：3月1日（日）

メンバーによる取り組み事例

1) 家庭菜園への活用

家庭菜園におけるマイコンを用いたIoT活用による自動水撒きシステムを計画。当初は「ラズベリーパイ」というシングルボードコンピュータ（マイコン）を用いる予定で試作したが、第4回例会で紹介されたデータ可視化サービス「Ambient」と、「M5Stack」（マイコン）が扱い易そうなことからそちらでの試作、更にWEBサービスを利用しやすいマイコン「obniz」による試作も開始している。



写真 「M5Stack」を用いた自動水撒きシステム

2) 親の見守りへの活用

センサにより振動を検知し、枕の利用状況を遠隔地から見える化できるシステムを計画。現在は中古のスマホのセンサを利用し、ブラウザで利用状況がグラフで見えるようにしている。今後は異常時に警報を鳴らして知らせる機能などを追加し、またより安価なセンサへの変更を検討する予定。

6 2019年度地域産学官と技術士との合同セミナー報告

日本技術士会では、地域ごとの産学官 代表と技術士とが一同に集い地域課題解決の方向性を議論し、方向づけていくセミナーを全国で毎年開催している。本年度は下記のとおり静岡県で開催したので報告する。

2019年度地域産学官と技術士との合同セミナー（日本技術士会主催）

テーマ：令和元年度地域産学官と技術士との合同セミナーIN SHIZUOKA 技術が守る防災・減災への挑戦～いのちを守るために最新科学と技術者が果たす役割～	
日 時：2019年11月16日(土) セミナー13時00分～17時15分 交流会 17時30分～19時30分	
会 場：クーポール会館（静岡市葵区紺屋町2-2）	
後 援：静岡県・静岡市・静岡県災害対策士業連絡会（静岡県弁護士会・日本公認会計士協会東海会静岡県会・東海税理士会静岡支部連合会・静岡県司法書士会・静岡県行政書士会・静岡県土地家屋調査士会・（公社）静岡県不動産鑑定士協会・（公社）静岡県建築士会・（一社）静岡県建築士事務所協会・（公社）日本建築家協会東海支部静岡地域会・静岡県社会保険労務士会及び（公社）日本技術士会中部本部静岡県支部で構成する団体）	
参加者数：102名	
行事内容：	
開会宣言	（公社）日本技術士会 中部本部長 平田 賢太郎
開催挨拶	（公社）日本技術士会 会長 寺井 和弘
来賓挨拶	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長 篠田 宗純 氏 静岡県交通基盤部長 宮尾 総一郎 氏 静岡市副市長 美濃部 雄人 氏
基調講演	
題目：「「ちきゅう」が明らかにした南海トラフ地震発生帯の新知見、そしてこれから」 国立研究開発法人海洋研究開発機構研究プラットフォーム運用開発部門 部門長 倉本 真一 氏	
講演その1	
題目：「減災から防災社会へ」	静岡大学地域創造学環教授・防災総合センター長 岩田 孝仁 氏
講演その2	
題目：「静岡県の防災対策」	静岡県交通基盤部長 宮尾 総一郎 氏
報 告	日本技術士会中部本部静岡県支部における防災への取り組み』 静岡県支部防災委員長 柴田 達哉
閉会挨拶	合同セミナー実行委員長 静岡県支部長 山之上 誠

7 日本技術士会中部本部の委員会報告

(1) 副本部長報告：(中部本部) 副本部長 山之上 誠

役員会準備のため総務委員会、事務局会議を年6回、役員会を6回開催、全国大会準備委員会を5回開催した。

主な活動内容は、理事会報告、地域副本部長会議報告、統括本部委員会の決定事項報告である。

具体的には、2018年度決算、2019年度予算の承認、2019年度日程調整(中部本部委員会と4県支部行事の調整)等を行った

(2) 倫理委員会：委員 吉田建彦

倫理委員会は毎月一回会合を開き、技術者倫理の啓発について検討するとともに、会合後半は委員が特定のテーマについて時機に即した講演を行い、委員ならびにその他の参加者を数チームに分け、当該テーマについて、チームごとに討論し結果を発表して認識を高めている。例年発行している「H30年度活動報告集」には、県支部会員の「企業不祥事を未然防止する有効な監査の提言」も掲載された。2020年6月には「技術者倫理事例研究発表会」を予定している。

なお倫理委員会と協業して活動している教育促進小委員会は大学・高専への講師派遣活動を行っており、県支部会員一名が2020年度から静岡大学工学部で非常勤講師として倫理講座を受け持つことになった。また会員2名が静岡県立大学食品栄養科学部の非常勤講師としてJABEE課程における技術者倫理の講義を担当しており、同課程修了学生は申請すれば技術士補資格を得られるものの、これまで申請希望者は皆無であった。しかし2019年度は2名の申請希望者がいたため、申請に必要な指導技術士として食品栄養科学部と同じ分野である農業部門の当支部会員が支援した。

(3) 企画委員会：委員 牧野好秀・長嶋滋孔

企画委員会を9回開催、中部本部の年次大会の企画運営、日本弁理士会東海会との共同研究会、新合格者説明会の開催、その他新規事業の企画を検討した。

(4) 研修委員会(CPD小委員会)：委員 加藤信之

a. CPD委員会は年6回実施され、CPD委員として承認された以降の以下の委員会に参加した。

① 第4回CPD委員会：2019年9月7日(土) 9:30~11:30 中部本部会議室

② 第5回CPD委員会：2019年11月2日(土) 10:00~12:00 中部本部会議室

(第6回CPD委員会：2020年3月7日(土) 予定については、コロナウィルス対応のため中止)

b. 同様に、以下の中部本部例会(講演会)の運営を担当した。

① 秋季講演会及び交流会：2019年9月7日(土) 13:00~19:00 名古屋工業大学NITech Hall

② 冬季講演会及び交流会：2019年11月30日(土) 13:00~19:00 名古屋都市センター11階ホール

(春季講演会：3月7日(土) 予定については、コロナウィルス対応のため中止)

c. 改善点についてもCPD委員会にて毎回論議されており、以下の計画を検討中である。

① CPD行事参加票に管理番号を付与する。(冬季講演会より)

② 企画シート収支結果予想については、動員目標数を記載して収支の改善を図る。

③ 講演会開催マニュアル作成中。

(5) 修習技術者支援委員会：委員 森 一明

2020年2月15日に修習技術者研究業績発表会を開催した。講演論文集第7巻を編集発行し、優秀な発表論文について表彰した。静岡県からは静岡理工科大学機械工学科桜木研究室の小松利光さんが「小型軸流ファンの翼形状最適化によるエネルギー効率の改善」で学生の部第1位優秀賞を得た。

(6) **試験業務支援委員会：委員 中村 央**

試験の日程 2019年度

- ① 技術士第二次試験：2019年7月14日（日）総合技術監理部門
2019年7月15日（月）その他の20技術部門
- ② 技術士第一次試験：2019年10月13日（日）

試験業務支援委員会

- ① 第1回試験業務支援委員会：2019年5月25日（土）中部本部会議室
- ② 第2回試験業務支援委員会：2019年7月06日（土）中部本部会議室
- ③ 第3回試験業務支援委員会：2019年9月28日（土）中部本部会議室
- ④ 第4回試験業務支援委員会：2020年1月11日（土）中部本部会議室

日本技術士会技術士試験センターの方針に基づき、中部本部では今年度から試験監督業務の外部委託を始めた。今期も無事に試験実施を終了した。

(7) **社会貢献委員会（防災支援小委員会）：委員 馬淵大幾**

2019年12月18日の防災支援小委員会において、静岡県災害対策士業連絡会の呼びかけに応じ10月、11月に行った伊豆の国市及び函南町における被災者された方への相談会について報告した。今後の課題として、技術士それぞれの部門に応じた活動の仕方を整理する必要があると報告した。

(8) **社会貢献委員会（理科支援小委員会）：委員 吉田建彦・小泉雅弘**

中部本部理科支援委員会が対象とする愛知、岐阜、三重、静岡4県での小学校における理科特別授業は、2007年度から始めて12年目、累計実績380件、2019年度は4県で25件となった。10月には理科教育特別講演会（4回目）を行い、また通年でやっている知立市ナスモルラボ講座には県支部会員一名が「手作りモーター」を紹介した。

2019年度は浜松RAIN房を通じた授業要請が5件あったので、登録件数を4件から14件（うち1件はプログラミング教育）に増やした。

2020年度から小学校6年生にプログラミング教育が導入されるので、講座に追加したが、内容充実や講師を増やすことなどの課題に取り組む必要がある。

(9) **広報委員会：委員 岡井政彦**

広報委員会は中部本部の広報に関する事項を担当した。日本技術士会統括本部（東京）の月刊「技術士」への掲載記事の執筆者人選や原稿依頼などの取りまとめを実施。本県支部関係では、山之上支部長（災害支援関係記事）、宮野正克氏（技術士インタビュー）の2氏を月刊「技術士」に推薦した。

また中部本部広報誌【技術士 ちゅうぶ】（半年報）を2019.9月（第4号）と2020.3月（第5号）の2回、編集・発刊した。本県支部からは山口晃会員（建設）から一般技術記事、静岡市役所から静岡市技術士会の紹介記事、岩田副支部長から産学官と技術士の合同セミナー報告（2020.11 技術が守る防災・減災への挑戦）を寄せて頂いた。中部本部ホームページ（HP）改善委員会によって改善点が整理されたので、広報委員会はこれに従い今後HPの改造を随時進めていく。

(10) **よろず科学技術相談所： 会員 吉田建彦**

中部本部では2017年「よろず科学技術相談所」という名称で、社会や市民のため科学や技術の困りごとに対処できる登録グループが発足した。30名の相談員が登録応募し、当県からも一名登録している。2019年度は、静岡県からピアノの不具合を評価してほしいという依頼があり、金属専門の会員が対応した。

2019年度会計決算報告

自 2019 (平成31) 年4月1日

至 2020 (令和2年) 年3月31日

統合会計 (地域組織)

静岡県支部

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	889,077	1,106,300	△ 217,223
普通預金	889,077	1,106,300	△ 217,223
未収金	0	77,432	△ 77,432
流動資産合計	889,077	1,183,732	△ 294,655
資産合計	889,077	1,183,732	△ 294,655
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	0	3,584	△ 3,584
流動負債合計	0	3,584	△ 3,584
負債合計	0	3,584	△ 3,584
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	889,077	1,180,148	△ 291,071
正味財産合計	889,077	1,180,148	△ 291,071
負債及び正味財産合計	889,077	1,180,148	△ 294,655

収 支 計 算 書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[330,000]	[481,440]	[△151,440]
自主事業収入	(330,000)	(481,440)	(△151,440)
参加費収入	200,000	246,500	△46,500
各種資料等頒布収入	0	57,700	△57,700
外部依頼管理収入	130,000	177,240	△47,240
地域組織収入	[770,000]	[1,076,180]	[△306,180]
地域組織活動費収入	450,000	450,000	0
地域組織活動補助費収入	(320,000)	(626,180)	(△306,180)
講演会・見学会開催補助費収入	320,000	226,180	93,820
合同セミナー開催補助費収入	0	400,000	△400,000
雑収入	[140,000]	[143,600]	[△3,600]
雑収入	0	13,600	△13,600
協賛金収入	140,000	130,000	10,000
事業活動収入計	1,240,000	1,701,220	△461,220
2. 事業活動支出			
事業費支出	[1,240,000]	[1,992,291]	[△752,291]
事業広報費	(90,000)	(137,145)	(△47,145)
会誌印刷費	60,000	118,060	△58,060
会誌編集関連費	10,000	0	10,000
インターネット運用費	20,000	19,085	915
普及啓発費	(50,000)	(516,978)	(△466,978)
合同セミナー開催補助費	0	431,978	△431,978
関係団体会費	50,000	85,000	△35,000
研 鑽 費	(580,000)	(506,722)	(73,278)
講演会・見学会開催費	580,000	506,722	73,278
海外交流費	(60,000)	(90,000)	(△30,000)
国際交流費	60,000	90,000	△30,000
業務推進費	(460,000)	(741,446)	(△281,446)
賃金	30,000	55,685	△25,685
会議費	30,000	112,600	△82,600
旅費交通費	160,000	197,430	△37,430
通信運搬費	30,000	33,476	△3,476
消耗品費	30,000	7,974	22,026
印刷製本費	50,000	51,700	△1,700
各種会合費	50,000	42,500	7,500
地域委員会活動費	80,000	80,006	△6

雑費その他	0	160,075	△160,075
事業活動支出計	1,240,000	1,992,291	△752,291
事業活動収支差額	0	△291,071	291,071
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	△291,071	291,071
前期繰越収支差額	1,135,000	1,180,148	△45,148
次期繰越収支差額	1,135,000	889,077	245,923

財 産 目 録

2020年 3月31日現在

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通預金	889,077
		静岡/ゆうちょ銀行	889,077
流動資産合計			889,077
資 産 合 計			889,077
正 味 財 産			889,077

第2号報告 2020年度事業計画並びに収支予算(案)

1 事業推進の方針

(1) 基本方針

- ・会員の自己研鑽への支援(CPD例会活動の充実)
- ・技術士の存在価値を広く深く社会に認知させる取り組みの強化とともに組織力の強化と会員増を図る。
- ・地域社会への貢献

内から外への事業活動を重視し、技術士の活躍の場を広げる努力をこれからも続ける。2020年の春先に発生した新型コロナウイルス感染症のため予定された会議や例会の予定が中止か延期を余儀なくされている。役員会など事前の会合の方法についても効率性が求められておりテレビ会議の可能性についても検討していく。

(2) 活動の概要

・CPD活動

CPDの年間計画の作成と実行、会員に対する意向調査アンケート(メーリングリスト活用)、関連団体への参加依頼、部門別開催の検討と実施

・防災活動

1. 静岡市との「災害協定」を中身の濃い活動に展開継続
2. 中部本部で制度化した防災支援員の拡充を図り発災時に被災者支援ができる体制整備
3. 防災教室などの活動を静岡県地震防災センターと協業して実施
4. 昨年10月に発生した台風19号の被災者支援相談会に県支部として初めて参加した経験を糧にして今後の防災支援活動に活かしていく。

防災支援活動は、下記の3つのケースを静岡方式と定め、今年度の柱とする。

- ① 自治会を通じた住民への支援活動
- ② 小学校における防災教育拡充
- ③ 防災支援員個々の活動の整理と研究

牧之原市との「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」については市関係者と交流を拡充し、静岡県交通基盤部との災害協定「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」、静岡県災害対策士業連絡会「災害時における相談業務に関する合意書」に基づき技術士会としての支援のあり方について研究を深化させる。

・市町支援

市町支援を強化するため、新たな協定締結に向け市町への広報を強化する。

・事業開発活動

交通基盤部農地局の農業通信設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介、静岡県建設工事紛争審議会の委員推薦、静岡県建設技術監理センターなど関係部署との情報収集継続、静岡県産業振興財団、静岡県ものづくり支援センターとは企業評価に関連して引き続き会員を派遣できるよう情報の交流を継続。

静岡県日中友好協会を通じての中国浙江省の企業支援の依頼については、必要に応じ、当会の海外活動支援委員会や中部本部ならびに管内支部へも情報発信するが、相手先のニーズなどを良く調査、研究したうえで対応する。

・社会貢献活動

技術士の知名度を広めるため一般市民へ技術の話題をわかりやすく紹介するテクノロジーカフェの取り組みは継続する。理科支援活動については、例年春には中部4県の講師の授業テーマ一覧を静岡県教育委員会に提出し、教育委員会から県内小学校に配布してもらっている。当県の特徴として山崎自然科学教育振興会及び浜松RAIN房の補助があるため授業要請が受けやすいことから今後も引き続き理科特別授業を続ける。

・広報活動

事業については、ホームページなどを通じて公開するため第三者が見やすい内容に心掛ける。関係先へは、年始や年度初めの挨拶などに加え広報紙の配布などを通じ顔の見える関係の構築に努める。

2 事業計画

(1) 年次大会(コロナ感染症の拡大により中止)

日時：2020年6月6日(土) 13:30～

場所：静岡労政会館(展示室+第3会議室全面)(静岡市)

報告：2019年度事業・決算、2020年度計画・予算

特別講演Ⅰ：「MaaSは人々の移動と社会をどう変えるか：実証実験を1年試した今改めて考える」
伊藤昌毅氏(いとう まさき)(東京大学 生産技術研究所 特任講師)

特別講演Ⅱ：「ソウハツする遊び場としてのVIRTUAL SHIZUOKA」

杉本直也氏(すぎもとなおや)(静岡県交通基盤部建設技術企画課)

(2) 例会等の開催予定

① 静岡県支部合格者説明会(コロナ感染症の拡大により延期)

(あざれあ505会議室) 2020年4月25日(土) PM 15:00～

技術士試験合格者を招き日本技術士会への入会への働きかけと支部活動の取り組みを情報提供するとともに祝賀を目的に合格者説明会を開催する。

出席者 合格者、静岡県支部会員(再募集予定)

② 第1回例会(延期) (あざれあ501会議室) 2020年4月18日(土) 13:30～16:40

講演Ⅰ「浙江省国際マッチング大会出席報告」日本技術士会静岡県支部 加藤信之会員

講演Ⅱ「チャ害虫の総合的管理体系と日本茶の輸出促進戦略」

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究所 佐藤安志氏

③ 第2回例会(年次大会) 静岡労政会館(展示室+第3会議室全面) (6月6日(土): 13:30～) 詳細は年次大会参照

④ 第3回例会 2020年8月22日(土) (静岡県男女共同参画センターあざれあ501会議室)

⑤ 第4回例会 2020年10月24日(土) (静岡県男女共同参画センターあざれあ又は静岡労政会館)

⑥ 第5回例会 2020年11月28日(土) (見学会を予定)

⑦ 第6回例会 2021年2月20日(土) (静岡県男女共同参画センターあざれあ又は静岡労政会館)

⑧ 地区例会の開催 2021年1～3月期 (東部地区、中部地区、西部地区)

(3) 技術士会会員拡大に向けて

静岡県内の技術士試験合格者向けの説明会を開催する。技術士試験に合格したが、まだ日本技術士会

に未加入の合格者に、以下を実施して技術士会加入（正会員、準会員）へ促進を図る。

- a. 日本技術士会の説明、支部活動の概況、会員有志との合同懇親会開催(4月25日開催予定であったが新型コロナウイルス感染症の拡大により延期。説明資料は申込者に送付済)
- b. 新たに日本技術士会に入会した会員に向けては、積極的な支部行事への参加を働きかける。

(4) CPD活動の活性化 牧野好秀

CPD委員会は講演会・見学会を開催し、技術士に自己研鑽の場を提供する。

- a. アンケート等会員の要望を基に、CPD例会を企画運営する。
- b. 県内技術士の技術研鑽に資するため、講演会及び見学会を年6回以上企画運営する。
- c. ホームページやメールを利用して、講演会・見学会の開催をできるだけ多くの方々に周知するとともに、申込方法を工夫して、より参加しやすい例会としていく。

(5) 研究会 柴田達哉

静岡県支部の特色ある活動で、身近な会員同士での技術研鑽や情報交換が可能となり、他の専門性を享受できる。昨年度末に新たに2つの研究会が立ち上がり、かつ既存の研究会においても活発に活動しているが、随時これまでの成果やこれからの方向性を発表し、支部の活動や会員技術の研鑽にどの様に活かしていく方策等を報告する。また、随時新規研究テーマについては、会員から起案を募集し、活動主旨を役員会で認証され、会員への募集周知と研究会規約に従い組織化を行いキックオフされる。

1) 防災研究会 吉田建彦

防災委員会と協業して次の活動を行う

1. 自治会を通じた住民への支援活動

2019年度に行った台風19号被災地域でのハザードマップ、タイムライン、避難所運営での衛生管理等の研修を行う

2. 小学校における防災教育充実

中部本部理科支援委員会における理科特別授業の防災講座に2件追加し、小学校からの授業要請に応える

3. 防災支援員活動の整理と研修

防災支援員の専門分野ごとの可能な活動を明確化し研修を拡充する。

2) IOT研究会 小澤靖

IOT研究会は、これまでから継続して製造業をはじめあらゆる分野におけるIoT、そして日常生活におけるIoTについて、メンバー同士で情報交換しその活用方法について研究していく。また、現在取り組んでいる家庭菜園への活用や親の見守りへの活用を目的としたマイコンを使ったIoTシステムの開発を進めていく。

3) 小学校の理科特別事業としてのプログラミング教育研究会 岡井政彦

2020年度から小学校において、プログラミングに関する授業が導入されることになったが、内容は子供たちにプログラミング言語を教えることではなく、これからのコンピュータ社会を支える社会人としてのコンピュータ利用に関する論理的な思考法を養うことに力点がおかれている。一部のモデル校では、既に先行して授業を行っているところもあるが、大部分の小学校では本年の秋口から取り組まれる予定であり、現在は実施に向けて各学校で準備中である。

日本技術士会中部本部の理科支援小委員会（小中学校の理科特別授業実施）では、このプログラミング教育を理科特別授業の枠の中で実施可能性について検討を開始している。

静岡県支部でも同様の研究会を立ち上げ、小学校理科教育に役立つ特別授業を提供したい。

4) オープンCAE研究会の産業活用研究会 小南秀彰

産業界では、CAE(Computer Aided Engineering:計算機援用工学)シミュレーションソフトが試作費用低減と業務効率化のために活用されている。しかし、CAEソフトは非常に高価であるため、その採用は資金力のある大手企業に限定される。

最近では無料のCAEシミュレーションソフトが現れており、多額の初期投資が理由でこれまで導入を断念していたような中小企業にもCAE活用が可能な状態となった。

本研究会では、無料のオープンCAEソフトの操作方法を研究して操作ノウハウを蓄積し、そのノウハウを用いて産業への活用展開を図っていくことにより、最終的には技術士として静岡県下の中小企業への技術支援及び技術移管をめざすことを目的とする。

(6) 防災活動 柴田達哉

2020年の1月から世界中に広がった新型コロナ禍は、人間や社会に破壊力が加わり、人命が失われ社会の経済均衡が崩れる希有なタイプの「災害」に定義される。地震、富士山噴火、河川氾濫や斜面崩壊等の従来の災害と共に人類を脅かす感染症のパンデミックに対し「科学技術者として何が出来るか・どう振る舞うか」を突きつけられた事象である。このように災害形態が変化してゆくなかで「技術士」として防災活動へのアプローチは何であるかを見据える時である。昨年制定した「日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(SAPD)」を中心にした広域・官民連携活動と防災教育を展開してゆく。

また、従来通りの広域連携と官民連携の重要性・必要性が不可欠である。静岡県支部として本年度は、技術士の提言する防災支援活動として、

A. 官と連携した防災活動と自治会を通じた住民への支援活動(以下のb, c, e, fに相当)

B. 小学校における防災教育拡充(以下のa, dに相当)

C. 防災支援員個々の活動の整理と研修(以下のgに相当)

等を重点的に行う。以下に具体的行動を計画する。

a. 理科支援委員会と連携し、防災教育カテゴリーの支援員の登録を増加する。

b. 静岡市における地域復興まちづくりワークショップに参加する。

c. 牧之原市との協定に基づき、土木施設の防災・復旧・復興に関する研修会やアドバイスをを行う。

d. 静岡県地震防災センター主催の「こども地震防災教室」(8月第1日曜日予定)に参加し、防災に関する理科実験や防災教育に協力し、こどもたちを通じての防災意識の地域的広がりや向上に努める。

e. 静岡県災害対策士業連絡会の各種防災・災害支援対策活動に参加していく。

f. 静岡県交通基盤部との災害協定についての相互確認と具体的活動の開始。

g. 防災支援員の研修実施と防災関係講座等・資格の案内

(7) 社会貢献活動

テクノロジーカフェ 山之上誠

2015年の1月開始以来、56回のカフェを開催した。火曜から金曜日の午後2時から、NPO法人静岡団塊創業塾(原田和正理事長)が運営する静岡市内のシニアライフセンター「くれば」を引き続き利用させていただく。2018年4月より講師役の会員への謝金(交通費相当)も支給している。「くれば」からの要望に応じて、講師役には過去の題目をリニューアル講演する機会もつくる予定である。

ホームページにも「講師募集のご案内」を記載しているように、気軽に一般市民へ技術の話題をわかりやすく発表していただける場になることを期待する。技術士の知名度を広める取り組みは継続する。

理科支援 吉田建彦

本年度も例年通り、県教育委員会を通じて小学校に提供できる授業テーマを提示し、学校側からの要請に応じた理科特別授業を進める。また学校からの授業要請以外に地域イベントにも積極的に参加していく。

なお昨年度浜松RAIN房を通じた理科特別授業の要請が5件あったので、今期はさらにRAIN房への登録件数を4件から13件（プログラミング1件を含む）に増やした。

(8) 事業開発活動 土井俊幸

静岡県

経済産業部農地局の農業通信設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介、同じく建設支援局への建設工事紛争審議会委員の派遣を継続する。

牧之原市他関係市町

牧之原市との「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」については、2015年11月30日に協定締結以来、述べ11件の助言依頼、技術研修会を3回実施した。（昨年度は2件）

市職員からの技術に関する助言依頼は減る傾向にあったが、昨年度の助言は、道路決壊、勝間田公園の景観保全に対し実施した。市長を含め市関係者との日頃の情報交換などを今後も継続する。

関係市町からの技術支援は牧之原市を例にとりアプローチしやすい環境がある。事業開発を進めるうえで県支部会員からの情報にも引き続き期待したい。

その他受託業務

静岡県産業振興財団と静岡県中小企業団体中央会内ものづくり支援センターと技術士会の関係は中小企業の事業遂行への補助金申請における技術審査であり、中小企業の育成に寄与することから審査の受託を継続する。

静岡商工会議所内静岡県事業引継ぎ支援センターについても技術的評価に関する支援案件受託に向けて相手先との情報交換を継続する。

中国浙江省との関係

静岡県日中友好協議会とも情報を共有しつつ今後も中国浙江省への技術支援を継続する。

(9) 広報活動 関根洋子

年4回の支部広報誌発行を確実に実施する。ホームページでの情報提供を充実させ、当支部の活動状況を発信するとともに、SNS等も活用し幅広く情報提供していく。

公益社団法人 日本技術士会 中部本部静岡県支部 2019 年度決算, 2020 年度予算(案)

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

(単位:千円)

科 目	2019 年度決算	2020 年度予算(案)	
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
(1) 事業収入(参加費, 業務幹旋料など)	481	420	
(2) 雑収入(協賛会員年会費など)	144	190	*1
(3) 地域組織活動費収入(活動補助費)	450	450	
(4) 地域組織活動補助費収入(講演会, 見学会補助費)	626	226	
事業活動収入計 (A)	1,701	1,286	
2 事業活動支出			
(1) 事業費	1,992	1,523	
①事業広報費(インターネット運用費, 会誌郵送費など)	137	137	
②普及啓発費(関係団体会費など)	517	85	*2
③研 鑽 費(講演会, 見学会開催費など)	507	500	
④海外交流費(国際交流費(中国))	90	0	*3
⑤業務推進費(各種会合費, 旅費交通費, 通信運搬費など)	741	504	
⑥雑費その他	0	60	
事業活動支出計 (B)	1,992	1,286	
当期収支差額(事業活動収支差額) (A) - (B)	△ 291	0	

*1 1-(2):一口会員 11 社、2 口会員 4 社からの協賛会員年会費を見込む。

*2 2-(1)-②: 今年に合同セミナーがないため関係団体の会費のみとした。

*3 2-(1)-④: 海外交流費(国際交流費)を、⑤業務推進費の雑費その他に変更した。(統括本部の指示のため)

第3号報告 県支部役員体制・協賛会員(2019年度・2020年度)

支部役員は、下記の体制とする。

	役 職	氏 名	
中部本部 (太字は中部本部幹事) ※は委員長	副本部長	山之上 誠	
	中部本部幹事	岡井政彦・岩田良明・牧野好秀	
	総務委員会	山之上 誠・岡井政彦・岩田良明	
	倫理委員会	吉田建彦	
	企画委員会	牧野好秀・長嶋滋孔	
	研修委員会 (CPD 小委員会)	加藤信之	
	独立技術士交流委員会	五味道隆	
	修習技術者支援委員会	森 一明	
	試験業務支援委員会	中村 央	
	広報委員会	岡井政彦※・中山久仁厚	
	活用促進委員会		
	社会貢献委員会 (防災支援小委員会)	柴田達哉・馬淵大幾	
	社会貢献委員会 (理科支援小委員会)	吉田建彦・小泉雅弘	
静岡県支部 幹事	支部長	山之上 誠	
	副支部長 (広報)	岡井政彦	
	副支部長 (防災)	角入一典	
	副支部長 (事務局長)	岩田良明	
	事務局補佐	松世麻理子	
	会計幹事	鈴木敏弘	
	会計補佐	池谷忠文・土屋国彦	
静岡県支部 委員会幹事 ()は委員として参画	CPD 委員会	牧野好秀※・加藤信之・小澤 靖・(内藤克巳) 水野俊兵・(松世麻理子)・(中村 央)	
	広報委員会	関根洋子※・山下久吉・(中山久仁厚)	
	防災委員会	柴田達哉※・角入一典・馬淵大幾 土井俊幸	
	対静岡市 (災害協定研究委員会)	(松本 亨)	
	社会貢献委員会	テクノロジーカフェ	山之上誠※・鈴木敏弘
		理科支援委員会	吉田建彦※・小泉雅弘
事業開発委員会	土井俊幸※・鈴木敏弘		
静岡県支部地区 担当	東部担当	加藤信之○・土井俊幸・大井寿彦	
	中部担当	小澤 靖○・柴田達哉・松世麻理子	
	西部担当	馬淵大幾○・小泉雅弘・森 一明	

※は各委員会の委員長 ○：地区責任者

外部団体との窓口

関係団体名称	窓口担当者
中小企業診断士協会	事務局
公共土木	事務局
静岡市	松本 亨
牧之原市	山之上誠
静岡県	事務局
山崎自然科学教育振興会	吉田建彦
浜松 RAIN 房	吉田建彦
静岡団塊創業塾	山之上誠
静岡市商工会議所（技術評価）	事務局
静岡県災害対策士業連絡会	事務局

協賛会員（企業）一覧

2020年4月現在 15社

（敬称略）

会社名	役 職	代表者氏名	住 所
（株）共和コンサルタント	代表取締役社長	杉本 洋	浜松市
（株）建設コンサルタントセンター	代表取締役社長	小田 秀昭	静岡市
太洋電機（株）	代表取締役会長	齋藤 智	静岡市
（株）日本地理コンサルタント	代表取締役社長	山田 巧	静岡市
（株）東日	代表取締役社長	芹澤 秀樹	沼津市
（株）中階総合コンサルタント	代表取締役社長	豊田 哲也	浜松市
吉田測量設計（株）	代表取締役社長	吉田 英司	浜松市
昭和設計（株）	代表取締役社長	山村 卓道	静岡市
（株）蓮池設計※	代表取締役社長	蓮池 康彦	浜松市
不二総合コンサルタント（株）※	代表取締役社長	牧田 敏明	浜松市
（株）フジヤマ※	代表取締役社長	藤山 義修	浜松市
大鐘測量設計（株）	代表取締役社長	小田 稔彦	島田市
服部エンジニアリング（株）※	代表取締役社長	服部 剛明	静岡市
静岡コンサルタント（株）	代表取締役社長	森崎 祐治	三島市
富士設計（株）	代表取締役社長	小野寺 久子	富士宮市

※は2口加入の会員

その他報告 部外との協定及び加入団体

①支部が結んでいる協定

支部では、静岡市等の外部の4団体と下記の協定を結んでいる。以下に協定の概略説明を記載する。

1. 「中小企業等への支援に関する覚書」 中小企業診断士協会 2009年5月7日(参考-1)

静岡県技術士協会(現(公社)日本技術士会静岡県支部)と(社)中小企業診断協会静岡県支部(現(一社)静岡県中小企業診断士協会)が、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うための基本覚書

2. 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」(参考-2)

静岡市 2010年6月29日、2016年3月21日 組織名称変更に合わせて再契約
静岡市内の大規模災害発生時(地震災害を想定)における市民への復興まちづくりの助言に関する協定

3. 「技術評価に関する協定書」 静岡市商工会議所 2012年9月3日(参考-3)

静岡商工会議所が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討のために、技術士会が中小企業等の技術評価を行う専門家技術士推薦を依頼することに関する協定

4. 「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」 牧之原市 2015年11月30日(参考-4)

牧之原市が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士が、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを提供することを目的とする。

5. 災害時における相談業務に関する合意書(参考-5) 平成30年12月25日

会員として参加している静岡県災害対策士業連絡会と静岡県と災害時の支援についての合意書を締結

6. 「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」(参考-6)

静岡県内で大規模な災害が発生した場合、県及び政令市を除く市町の被災箇所の復旧に対する助言を目的に静岡県交通基盤部長と静岡県支部長が協定締結(平成31年3月18日)

②加入している団体

1. 静岡県災害対策士業連絡会

県内での大規模災害発生時における支援に向けて、県内の士業団体とゆるやかな連携を組み準備している。

静岡県弁護士会、日本公認会計士協会東海会静岡県会、(公社)静岡県建築士会、静岡県土地家屋調査士会、静岡県社会保険労務士会、(公社)日本技術士会中部本部静岡県支部、(公社)日本建築家協会東海支部静岡地域会、一般社団法人静岡県建築士事務所協会、静岡県行政書士会、(公社)静岡県不動産鑑定士協会、静岡県司法書士会、東海税理士会静岡県支部連合会
年会費 50,000円

2. 静岡県環境保全協会

快適な生活環境の確保に寄与することを目的として、環境汚染防止に係る研究並びに知識の交流・技術の普及向上活動に対して、賛助会員として参画。

正会員 149社 賛助会員 11団体

賛助会員年会費 30,000円

3. (特定非営利活動法人) 静岡団塊創業塾

静岡団塊創業塾の賛助会員として中高年世代への、「繋がり」「学び」活動の一端を応援。静岡団塊創業塾が運営する静岡市内のシニアライフセンター「くれぽ」を会場として、月に1回テクノロジーカフェ（技術士が市民に向けて情報発信）を実施している。

賛助会員年会費 5,000円

(参考-1)

中小企業等への支援に関する覚書

静岡県技術士協会（以下 甲という）と社団法人中小企業診断協会静岡県支部（以下乙という）は、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うため、以下のとおり、基本覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域の中小企業等に対する支援に関し、相互に協力・連携することにより、円滑かつ有効な支援を行い、対象企業の振興及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

（支援要請等への対応及び協力依頼）

第2条 甲及び乙のいずれかから、支援要請・協力依頼等の申し出があったときは、双方とも対応可能な範囲で自己の責任において、誠意をもって速やかに対応するものとする。また、日頃の情報交換はもとより、オープンなセミナー（甲乙の会員以外も参加できるもの）の相互連絡と相互参加、双方の研究会どうしの交流などについて、可能な限り協力して行っていくものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本覚書に基づく行為により知り得た業務上の企業情報などについて、当該企業の支援目的以外の使用また漏洩は、一切してはならない。

（覚書の期間）

第4条 本覚書の期間は、本覚書締結の日から、甲または乙のいずれかから本覚書解消の申し出またはその指定があった日までとする。

（協議解決）

第5条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、解決するものとする。

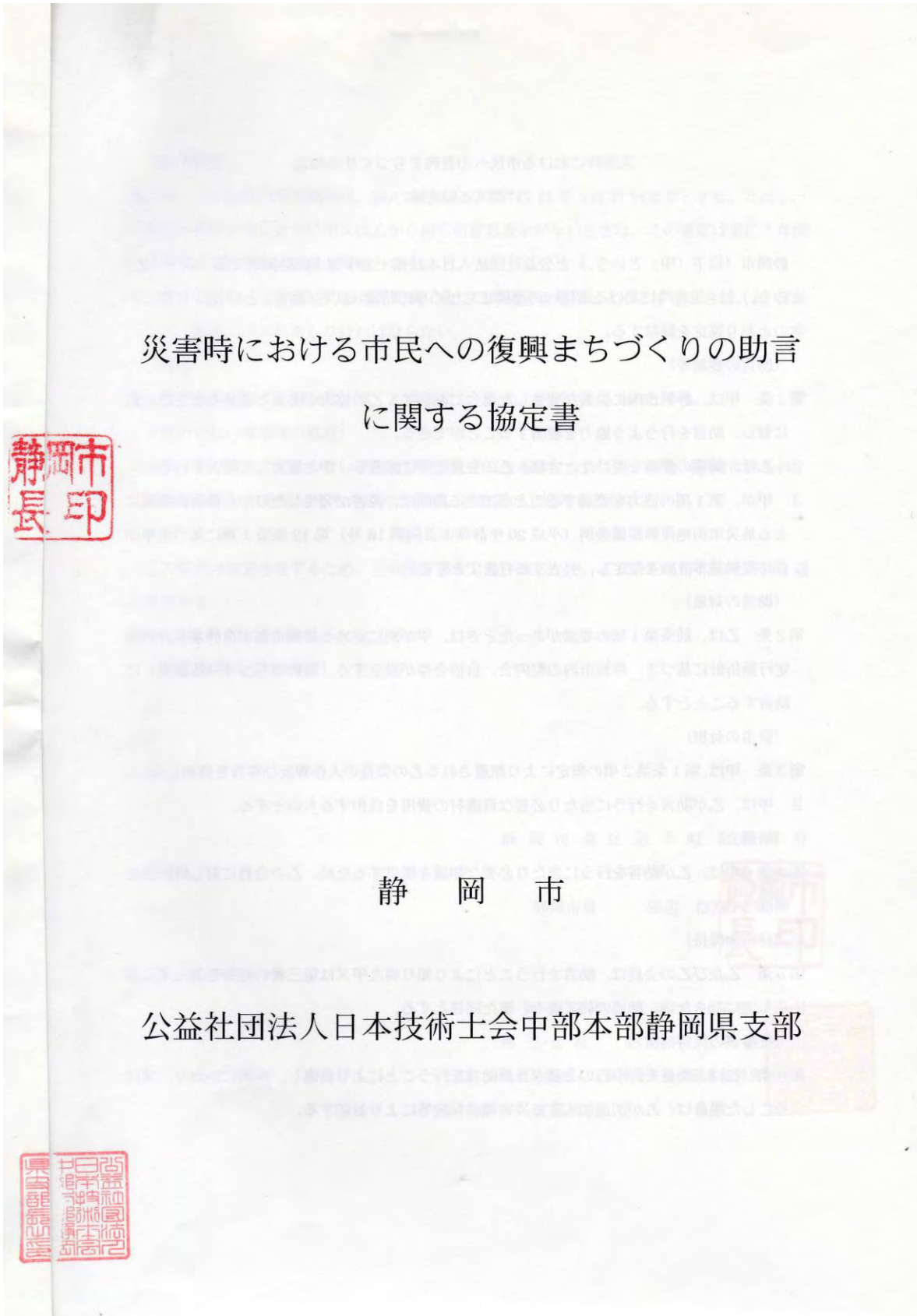
2009 年 5 月 7 日

甲 静岡市駿河区池田2316-2
静岡県技術士協会

会長 吉澤 淳

乙 沼津市北高島町19-5
社団法人中小企業診断協会静岡県支部

支部長 菊間 範明



災害時における市民への復興まちづくりの助言
に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、災害時における市民への復興まちづくりの助言（以下「助言」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（助言の要請等）

第1条 甲は、静岡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、助言を行うよう協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して助言を行う。

3 甲が、第1項の協力を要請することができる期間は、災害が発生した日から静岡市震災による被災市街地復興整備条例（平成20年静岡市条例第16号）第12条第1項に基づき甲が都市復興基本計画を策定し、公表する日までとする。

（助言の対象）

第2条 乙は、前条第1項の要請があったときは、甲が別に定める静岡市都市復興基本計画策定行動指針に基づき、静岡市内の町内会、自治会等が設立する「復興まちづくり協議会」に助言することとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣される乙の会員の人件費及び旅費を負担しない。

2 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会）

第4条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な知識を提供するため、乙の会員に対し研修会を開催する。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、助言を行うことにより知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。助言の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、助言を行う乙の会員が当該助言を行うことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(細目)

第8条 助言に関する細目は、甲、乙協議の上、別途、甲が定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年3月21日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 田辺 信宏



静岡県沼津市大岡2240番16号

株式会社 東日内（事務局）

乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

支部長 山下 久吉



技術評価に関する協定書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会は（以下、「乙」という）は、甲が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討（以下、「企業提携の可能性の検討」という）のために、甲が乙に中小企業等の技術評価（以下、「本業務」という）を行う専門家技術士推薦を依頼するにあたり、以下の通り協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「企業提携」とは、以下の方法をいう。

- （1）法人の合併
- （2）株式または出資持分の移転（移転の方法は問わない）
- （3）事業を含む法人の資産の譲渡・譲受
- （4）資本参加

（専門家技術士推薦依頼から確定までの流れ）

第2条 別紙添付書類1「静岡県技術士協会との連携フロー」に従う。

- ① 甲は企業名を伏せた様式1「企業情報（譲渡企業）」を乙に送付する。
- ② 乙は当該業務に適する技術士（以下「専門家技術士」という）を選定・打診し、受諾されれば、その旨甲に通知する。
受諾する技術士がない場合でも、乙はその旨を甲に通知する。

（甲と専門家技術士の活動）

第3条 別紙添付書類1及び様式2、3、4、5に従う活動を行う。

- ① 甲は様式2「事業引継ぎ支援センター専門家依頼書」、様式3「承諾書」を専門家技術士に送付する。
- ② 専門家技術士は様式3「承諾書」に所用事項を記入し甲に送付する。
- ③ 専門家技術士は本業務を行い、様式4「専門家相談実施報告書」及び様式5「M&A技術評価書」を作成し、甲に提出する。
- ④ 甲は専門家技術士の提出した様式4及び5を確認し、翌月末までに専門家技術士に所定の報酬を口座振込にて支払う。

（機密保持）

第4条 甲、乙及び専門家技術士は本業務に関連する情報については、平成24年月日付秘密保持契約書に定める通り、業務中も業務終了後も第三者に漏らさない義務を負う。

(M&A技術評価書の使用制限)

第5条 甲は専門家技術士が作成した様式5「M&A技術評価書」を甲の内部における企業提携の可能性の検討のみに使用し、専門家技術士の事前の承諾なく第三者への開示等を行わない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

(その他協議事項)

第7条 本協定に定めなき事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

(甲)

静岡県静岡市葵区黒金町20番地の8
静岡商工会議所
会頭 後藤康雄



(乙)

静岡県磐田市一言2868-4
株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内
静岡県技術士協会
会長 吉田建彦



秘密保持契約書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会（以下、「乙」という）は、平成24年9月3日付技術評価に関する協定書に定める専門家技術士（以下、「専門家技術士」という）の推薦（以下、「本業務」という）のために相互に提供する情報、資料等に関し、以下の通り秘密保持契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「秘密情報」とは、甲及び乙が、相手方より入手した書面、電子メール、電磁的記録、口頭及び物品等による一切の情報をいう。ただし、以下の情報は含まない。

- （1）相手方から開示されたときに、既に公知であった情報
- （2）相手方から開示されたときに、第三者に守秘義務を負うことなく既に保有していた情報
- （3）正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
- （4）開示を受けた者の故意または過失を原因とせず公知となった情報

（秘密保持）

第2条 甲及び乙は、秘密情報につき厳に秘密を保持し、本業務の遂行上必要な場合においてのみ秘密情報を使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、本業務の遂行上開示が必要となる役職員（甲の場合は、静岡県事業引継ぎ支援センターの職員。静岡県事業引継ぎ支援センターとは産業活力再生特別措置法第41条の規定に基づき、認定支援機関たる甲が事業引継ぎ支援に特化した支援業務部門として設置した事業引継ぎ支援センターをいう。乙の場合は、会長及び専務理事。なお、役職員にはパート等非正規雇用の職員を含む。）及び専門家技術士に対してのみ、必要な範囲において秘密情報を開示できるものとし、この場合当該役職員及び専門家技術士に対し、本契約に基づく秘密保持義務を遵守させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、裁判所もしくは行政上の命令または法令により開示を強制される場合には、甲及び乙は、本契約上の責任を負担することなく、秘密情報を開示することができる。

（秘密情報の返還）

第3条 甲及び乙は、相手方より要請された場合、第4条の規定により本契約が終了した場合は、本契約に基づき相手方から提供または開示された一切の秘密情報（複製したものを含む）を速やかに返還するものとする。また、性質上返還になじまない秘密情報については、開示者の同意を得て、消去その他の方法で再利用できないようにする。

- 2 甲は、乙から提供された秘密情報のうち、甲の長及び関東経済産業局ならびに中小企業事業引継ぎ支援全国本部（各認定支援機関における事業引継ぎ支援に係る中小企業再生支援協議会事業を側面的に支援する全国的な組織をいう）への報告書等の提出において必要とされる秘密情報については、第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。
- 3 乙は、甲から提供された秘密情報について、協会内記録として残す必要がある場合等、合理的理由がある場合には第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。

（有効期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

- 2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

（契約終了後の秘密保持）

第5条 本契約に基づく秘密保持契約は、本契約の終了後も継続する。

（その他協議事項）

第6条 本契約に定めなき事項または本契約の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

（甲）

静岡県静岡市葵区黒金町20番地の8

静岡商工会議所

会頭 後藤康雄



（乙）

静岡県磐田市一言2868-4

株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内

静岡県技術士協会

会長 吉田建彦



(参考-4)

公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定

公共土木施設に係る技術助言に関し、牧之原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士を正会員とする乙と協定を結び、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを求めることを目的とする。

（助言の進め方）

- 第2条 甲は、助言を求める事象が発生した場合、乙に対し助言を求めることができる。また、必要に応じ履行場所を災害発生箇所等とすることができるものとする。
- 2 乙は、あらかじめ甲の依頼に対応できる専門的知識や経験を有する乙の正会員から成る助言チームを設ける。助言チームから選任された担当技術士は、速やかに専門的な知見からの助言を行なうとともに、書面により助言内容及び報告を甲へ提出するものとする。
- 3 甲は、助言に伴う軽微な追加作業等についても助言チームと協議することができる。

（連絡体制）

- 第3条 助言チームは、前条第1項の要請に係る代表連絡者を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- 2 甲は、助言チームの代表連絡者に連絡体制を書面にて通知するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 第2条第1項の依頼に基づき助言を行なった場合、甲は担当技術士に対してその費用を支払うものとする。
- 2 助言に要する費用は、甲と助言チームが協議の上決定する。なお、履行場所の変更等により費用に変更があった場合には、甲と助言チームは協議の上決定する。

（有効期間）

- 第5条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、助言を行なった実績が優良な場合など、甲乙双方

に異存がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙どちらかの申し出があった場合には、双方協議の上この協定を解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 履行場所が災害発生箇所等の特殊な条件下の場合、助言チームが甲の指示にない活動により第三者に及ぼした損害については、その状況を発生後速やかに書面により甲に報告するものとし、原則として全て助言チームの負担とする。その他やむを得ない場合は、甲と助言チームは協議しその処理解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙および助言チームは、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、助言チームが第1条第1項の依頼に基づき助言を行った内容に起因する損害に対して賠償を求めない。

(成果の取扱い)

第9条 甲の判断により助言等の成果を公表することができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 実施運営上の細目については、甲乙協議の上、別途定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名、押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 11月 30日

甲 牧之原市長

西原茂樹



乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長

山下久吉



災害時における相談業務に関する合意書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした相談業務に関し、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な災害（以下「災害」という。）時に、県内市町から甲が要請を受け、その要請に基づき乙が静岡県内で実施する相談業務並びにこれに付随するニーズ調査及び被災者に対する情報提供活動（以下「相談業務等」という。）を円滑、迅速かつ効果的に行うための甲乙の取組について定めるものである。

（定義）

第2条 この合意において被災者とは、以下に定めるものであって相談業務等の支援活動が必要となった者をいう。

- （1）災害により被害を受けた県内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により県外から県内に避難した者
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めた者

（平時の連携）

第3条 甲と乙は、相談業務等の重要性を相互に認識し、相談業務等が円滑、迅速かつ効果的に行えるように、災害発生前（以下「平時」という。）から緊密に連絡を取り合い、必要な協議を行う。

（甲の準備活動）

第4条 甲は、平時から、相談業務等の円滑な実施のため、県内市町に対して当合意書の締結について周知するとともに、県内市町の担当窓口把握に努める。

（乙の準備活動）

第5条 乙は、平時から、相談会のパンフレットを作成し、または学習会を開催するなど適宜の方法により、相談業務等に備えた準備を積極的に進める。

2 乙は、前項の準備活動の内容や成果を、適宜、甲に対し報告する。

(相談業務等における連携)

第6条 甲は、相談業務等において、乙と県内市町の連絡調整並びに相談会の会場確保及び広報に関して可能な範囲で協力する。

2 乙は、甲からの求めに応じ、相談業務等の状況を報告する。

(有効期間)

第7条 この合意の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この合意に定めのない事項及びこの合意に関して疑義が生じたときは、被災者の視点に立ち、甲と乙が協議をして定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月25日

甲 静岡県知事

川勝平太

乙 静岡県災害対策士業連絡会
会長

大多和 暁

(参考-6)

大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等の異常な天然現象により、静岡県内で大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災箇所の復旧に係る技術的な助言（以下「助言」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における、甲及び政令指定都市を除く静岡県内の市町（以下「市町」という。）の所管する河川、海岸、砂防（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）、道路、港湾、漁港及び公園等（以下「公共土木施設」という。）の被災箇所の復旧に関し、甲から乙に対して、高度な技術力を有する技術者からの助言を要請する場合に必要な事項を定め、もって被災箇所の迅速かつ適切な復旧を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 この協定に基づき乙が行う助言は、被災箇所の復旧に関する技術的な内容とする。

（助言要請）

第3条 甲は、災害の復旧に高度な技術を要する場合又は市町から甲に対して助言の要請があった場合、必要に応じて、乙に助言要請を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に助言要請を行うときは、河川砂防局土木防災課長（以下「助言要請機関」という。）が別に定める助言要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できることとするが、この場合も遅滞なく助言要請書を提出するものとする。

（助言承諾）

第4条 乙は、助言要請機関から要請を受けたときは、人材の状況を勘案し、助言承諾の可否を決定するものとする。

2 乙は、助言することを決定したときは、助言要請機関に対し別に定める助言承諾書を提出するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、助言要請機関（関係市町を含む。）に助言をしたときは、速やかに別に定める助言業務報告書を当該助言要請機関（関係市町を含む。）に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告できることとするが、この場合も遅滞なく助言業務報告書を提出するものとする。

（秘密保持）

第6条 乙は、助言業務従事中に知り得た情報及び内容全般について助言要請機関（関係市町を含む。）の許可なく他に漏らしてはならないものとする。

（責務）

第7条 乙は、被災箇所の復旧に係る総合対策に関する技術の研鑽に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請による乙の助言に要した費用については、助言要請機関（関係市町含む。）が負担するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者が、負傷、罹患又は死亡した場合の災害補償については、乙が加入する災害補償保険等により負担するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の連絡体制を定め確認するものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相互に報告し確認するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲及び乙がそれぞれの相手方に対して、文書により異議の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決めるものとする。

(事務局)

第13条 この協定に関する事務局は、甲においては静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課とし、乙については、日本技術士会中部本部静岡県支部とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年3月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長 平野 忠幸



(乙) 静岡県静岡市駿河区池田2316番2号

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

静岡県支部長 長嶋 滋孔



資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(抜粋)

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載

日 本 技 術 士 会 静 岡 県 支 部
災 害 時 支 援 活 動 計 画
Support Activity Plan at Disaster (SAPD)

令和元年（2019年）9月1日

公益社団法人 日本技術士会

中部本部 静岡県支部

防災委員会/防災研究会

はじめに

日本技術士会はこれまで、各県支部と協業し、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震などで、被災にした自治体や一般被災者への支援活動を行ってきた。

静岡県支部は、平成22年6月の静岡市と災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」を締結し、平成27年11月には、牧之原市と災害時支援を前提に「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」を締結した。静岡県交通基盤部とは、平成31年3月に「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」を交わし、さらに、静岡県災害対策士業連絡会への加入が平成29年8月に正式に認められ、平成30年12月には「災害時における相談業務に関する合意書」を静岡県と交わした。今後自治体のみならず、一般被災者へ支援を求められることも想定される。

このように関係組織と正式に協定や合意書を取り交すことで日本技術士会静岡県支部の社会的な立場や認知度も高まってきている。この社会的な要請に責任をもって対処していくためには、静岡県支部の災害時支援体制に係る具体的な行動計画の充実が必要と考え、統括本部の「災害時支援活動計画」も参考にしながら、静岡県支部防災支援委員会と防災研究会で県支部の「災害時支援活動計画」を策定した。

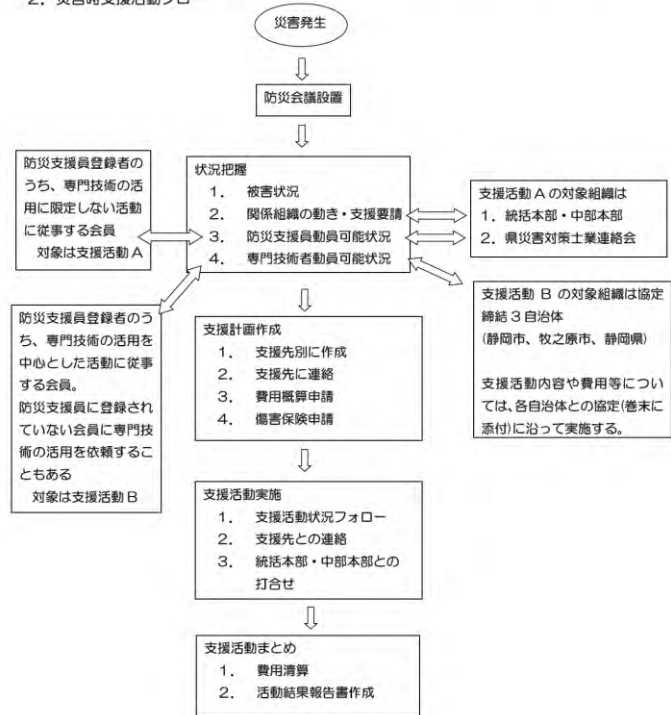
令和元年（2019年）9月
静岡県支部長 山之上 誠

はじめに

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 2. 災害時支援活動フロー・・・・・・・・・・ 4
 3. 防災会議設置検討基準・・・・・・・・・・ 5
 4. 防災会議設置運営方法・・・・・・・・・・ 5
 5. 防災会議設置運営規則・・・・・・・・・・ 6～7
 6. 防災支援員活動要綱・・・・・・・・・・ 8
 7. 防災支援員登録票・・・・・・・・・・ 9～10
 8. 一般支援活動 防災支援員現地活動手順・・・・・・・・ 11
 9. 一般支援活動 防災支援員現地活動日程及び予算作成・・・・ 12
 10. 一般支援活動 防災支援員現地活動手引き・・・・・・・・ 13
 11. 一般支援活動防災支援員活動記録用紙・・・・・・・・ 14～15
 12. 引用資料
 12-1. 静岡市との協定（平成22年6月29日、平成28年3月21日）
 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」
 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～17
 12-2. 牧之原市との協定（平成27年11月30日）
 「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」
 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～19
 12-3. 静岡県との協定（平成31年3月18日）
 「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」
 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～21
 12-4. 静岡県と静岡県災害対策士業連絡会との協定（平成30年2月25日）
 「災害時における相談業務に関する合意書」
 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～23
 12-5. 防災支援員登録者リスト・・・・・・・・・・ 24～25
 12-6. 防災研究会作成資料 1（県支部ホームページに記載）
 「被災者現地支援活動基礎知識 Q&A 61問」
 12-7. 防災研究会作成資料 2（県支部ホームページに記載）
 「場所ごとの行動マニュアル」
 12-8. 防災研究会作成資料 3（別途小冊子）
 「家族で考える防災 Q&A」

4/25
 1. 基本方針
 日本技術士会静岡県支部は、静岡県内はもとより近隣他県においても、災害時支援活動が必要な状況となった場合は、「静岡県支部防災会議」を設置し（以下防災会議と言う）、日本技術士会防災支援委員会、中部本部、静岡県、関係自治体及び静岡県災害対策士業連絡会等と連携し災害時支援活動を行う。これらの活動を通して社会貢献に努める。なお支部の支援活動は2種に分けられる。
 A：一般支援活動・・防災支援員（専門技術者を含む）による被災者現地支援活動
 B：協定締結3自治体向け支援活動・・主として専門技術者によるアドバイス等
 この活動基本計画は、社会情勢の変化や支部役員改選に合わせて見直すものとする。

2. 災害時支援活動フロー



台風19号被災者支援活動報告書

	ページ
1. 防災会議開催	2
2. 伊豆の国市現地支援 第一回(10月30日、31日)	
2-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	3
2-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	4
2-3. 現地支援活動記録	5~7
3. 函南町現地支援(11月18日)	
3-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	8
3-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	9
3-3. 現地支援活動記録	10~11
4. 伊豆の国市現地支援 第二回(11月24日)	
4-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内	12
4-2. 現地支援活動概況及び費用実績明細	13
4-3. 現地支援活動記録	14~15
5. 現地支援状況写真	16~17

2019年12月21日

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会/防災研究会

(編集: 柴田達哉/吉田建彦)

1. 防災会議(「災害時支援活動計画」第4項・5項による)の開催

第一回防災会議

日 時:2019年10月26日(土)

場 所:静岡労政会館

出席者:(役員会と共催したが、防災会議構成員のみ下記記述)

山之上支部長、岩田副支部長、岡井副支部長、柴田防災委員長、
馬淵防災委員、土井防災委員、吉田防災研究会長

議 題:静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、10月30日、31日両日、伊豆の国市の被災者支援活動に参加する件。

決定事項:防災支援員を派遣することを決定。

第二回防災会議

日 時:2019年11月16日(土)

場 所:静岡クーポール会館

出席者:(役員会と共催したが、防災会議構成員のみ下記記述)

山之上支部長、岩田副支部長、角入副支部長、岡井副支部長、柴田防災委員長
馬淵防災委員、土井防災委員、小泉防災研究会員、吉田防災研究会長

議 題:静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、11月18日、函南町、11月24日、伊豆の国市第二回の被災者支援活動に参加する件。

決定事項:防災支援員を派遣することを決定。

伊豆の国市で開催した相談会のリーフレットと活動記録(抜粋)

2. 伊豆の国市現地支援 第一回(10月30日、31日)
2-1. 静岡県災害対策士業連絡会の案内

2-3. 現地支援活動記録

対象災害: 台風19号(2019年10月12日、13日襲来)による被災
支援活動実施: 静岡県災害対策士業連絡会からの支援参加要請
防災支援員(記録者)氏名: 長嶋悠孔、吉田建彦、角入一典、山之上誠、岩田良明
同行防災支援員氏名: 柴田達成、長嶋悠孔、吉田建彦、岡井政彦、角入一典、山之上誠、岩田良明
現地への交通手段: 自家用車ないしJR(詳細別途)
支援場所: 伊豆の国市役所
支援対象者: 伊豆の国市床下浸水家屋等の被災者
支援日時: 2019年10月30日(水)、31日(木)
本日の自治体対応: 市役所会議室の場所提供
本日の他土業等活動状況: 弁護士、司法書士、行政書士、会計士、建築家3団体
支援業務内容: 来訪者(被災者)には入り口で弁護士会が対応し、被災状況に応じ士業別の品に案内する仕組みである。また相談日時では、避難所で生活している被災者はおらず、生活・仕事上の相談事である。なお ① 技術士にだけ開きに来るといふ相談事はなく、他の士業への相談事に加わる形が多い。 技術士の場合は建築3団体と机を並べた。 ② 他士業への相談事に技術士の立場で口をはさむ余地なく、機や後ろで傍聴のみの場合もある。また傍聴できていないケースもあった。 ③ 当日は床下浸水を認定された被災者が対象であるが、チラシにその旨記載がないこともあって床上浸水の被災者も来訪。 10月30日 1. 3階建て有料老人ホームの1階(デザインズに使用)が浸水。電気水道が使用不可。火災保険には14年前加入したが水害は記事がない。保険対象にならないか? →【弁護士、建築3団体、技術士会(長嶋、吉田)の回答】保険会社に話して対応要請するしかない。報告者: 長嶋、吉田 2. 借地にあるイチゴを作っている農業用ハウスが浸水1.5メートル。儲かっていないので修理よりは廃業したい。ビニールハウス撤去の費用は補助対象にならないか? →【弁護士会の回答】補助はむづかしいが、撤去費用の見積もりを取って、市役所や法テラスに相談するようアドバイス →【技術士会(長嶋、吉田)・弁護士会追加調査】相談者が去ったあと、長嶋会員が持参の農林水産省資料「被災した農業用ハウス等の費用」の資料では補助対象となっていることを見つけた。これを見て水野弁護士が農林水産省に電話確認し、補助は事業継続の場合で廃業は対象とならないとのことになり、今回のケースには適用できないので、相談者には特に連絡せず。報告者: 長嶋、吉田 3. 自宅が床上浸水(20cm)したがどうすべきか? →【弁護士の回答】見積もりをもらって補助申請をするようアドバイス。報告者: 吉田 4. カバン修理業者で自宅及び学校訪問などしている。保険は国民共済であり、被災した車についてはすでに戻り込まれたが、床上浸水(19cm)については対応がなくなるか? →【弁護士、行政書士の回答】見積もりをもらって補助申請をするようアドバイス。報告者: 吉田

(次ページに続く)

函南町で開催した相談会のリーフレットと活動記録(抜粋)

3. 函南町現地支援 (11月18日)
3-1. 静岡県災害対策士連絡会の案内

令和元年台風19号災害
専門家による無料
生活なんでも相談

罹災証明って何に使えるの？ 認定は変わらないの？
税金の減額について知りたい
事業者にも役立つ情報を知りたい
家の修理に補助金がもらえる？

日時 2019年 **11月18日**(月) 9:00～17:00 **予約不要**

場所 函南町役場 1階町民ホール **全て無料**

内容 被災された方の生活再建に関する相談・情報提供
(令和元年台風19号に関係する相談が対象)

主催 静岡県災害対策士連絡会
弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士といった多数の専門家団体が構成されています

相談がなくてもお見立ちし情報を聞きに来てね

お問合せ 静岡県弁護士会 ☎ 055-931-1848
(静岡県災害対策士連絡会事務局)
平日9:00～12:00 13:00～17:00

3-3. 函南町現地支援活動記録

対象災害：台風19号(2019年10月12日、13日襲来)による被災
支援活動契機：静岡県災害対策士連絡会からの支援参加要請
防災支援員(記録者)氏名：山之上誠、吉田建彦
同行防災支援員氏名：山之上誠、山下久吉、吉田建彦
現地への交通手段：自家用車ないしJR(詳細別途)
支援場所：函南町役場
支援対象者：函南町被災者
支援日時：2019年11月18日(月)
本日の自治体対応：函南町は会議室の場所提供、相談内容に関し必要に応じ関係部署が相談対応
本日の他土業等活動状況：弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、建築士
<p>支援業務内容：</p> <p>来訪者(被災者)には入り口で弁護士会が対応し、被災状況に応じ土業別の島に案内する仕組である。また相談日時点では、避難所で生活している被災者はおらず、生活・仕事上の相談事である。なお</p> <p>① 技術士にだけ聞きに来るといふ相談事はなく、他の土業への相談事に加わる形が多い。技術士の場合は建築士、司法書士と机を並べた。</p> <p>② 他土業への相談事に技術士の立場で口をはさむ余地なく、横や後ろで傍聴のみの場合もある。また傍聴できていないケースもあった。</p> <p>1. 床上浸水、車2台も破損した被災者は、函南町の査定では準半壊(18点)であるが、自分の見立てでは3.3cmも浸水しており、支援内容の再検討の相談に乗ってほしい。査定結果のコピーは被災者はもらえてない。</p> <p>一【弁護士、建築士、技術士会(山之上、吉田)の対応】対応土業者で町役場の担当部署を訪れ、住家被害認定調査票の詳細を見せてもらい、被災者の写真や意見も入れて再検討の結果、準半壊(18点)から21点(半壊)に変更できた。</p> <p style="text-align: right;">報告者：吉田</p> <p>2. 床上浸水2.6cmしたが、1300万円の修理見積書ももらっている。どう対応すべきか？</p> <p>一【弁護士会の回答】まずは加入している保険会社に話してみる。公的補助はその保険会社の対応に応じて検討する。</p> <p style="text-align: right;">報告者：吉田</p> <p>3. 浸水1mでほぼ家は半壊、修理よりは解体し、土地は更地にして売却し、現在施設にショートステイしている。県営住宅への入居を申し込んでいて入居許可の可能性はありそう。解体費用189万円は銀行ローンを組めそう。アドバイスを求める。</p> <p>一【弁護士町役場担当部署(呼び込みで来てもらった)の回答】</p> <p>① 県営住宅入居はするにしても、被災者であることを伝えること(家賃に影響)</p> <p>② 解体への公的補助はありそうを確認してみる(町役場担当部署)。したがって銀行ローンは保留することが賢明。</p> <p>③ 永野弁護士が弁護士会の「生活再建カード」をもとに、再建の道筋を説明した</p> <p style="text-align: right;">報告者：吉田</p> <p style="text-align: center;">(次ページに続く)</p>

